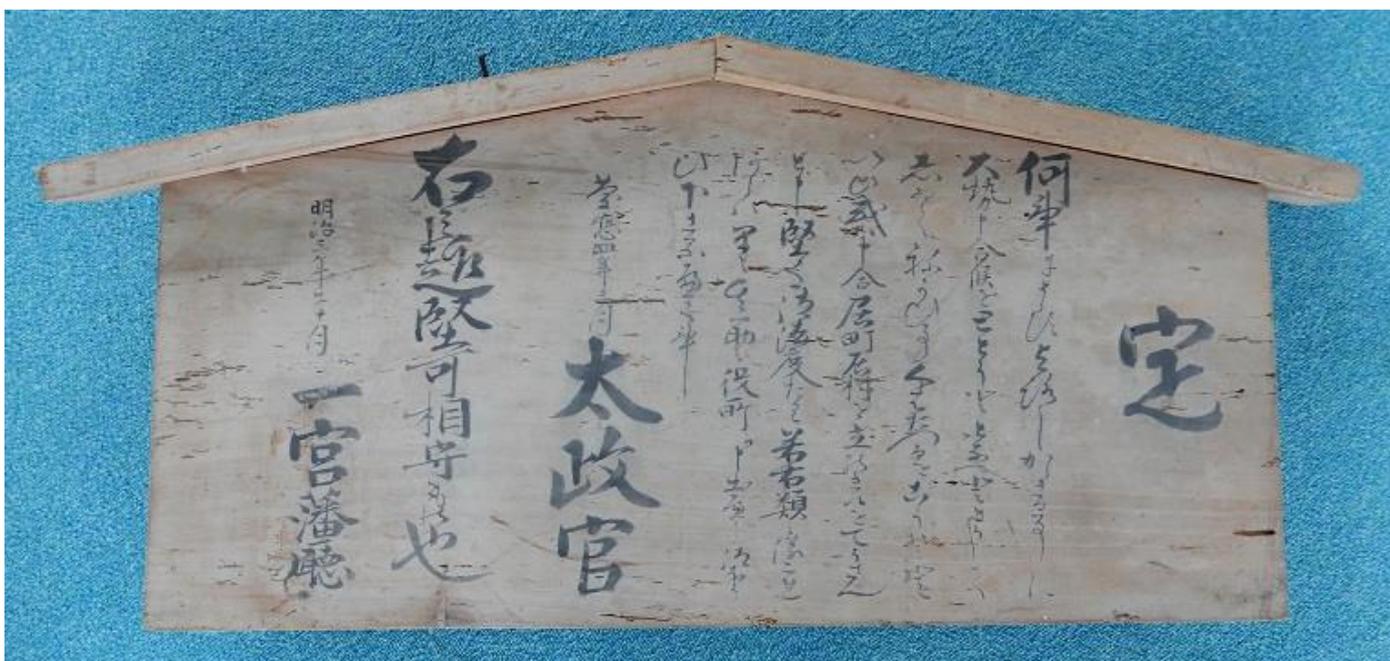




こうさつ けいおうよ ねんだじょうかんふこく
高札「慶應四年太政官布告」 (一宮町教育委員会所蔵)

令和元年(2019)12月 寄贈



定

何事によらずよろしからさる事に、
 大勢申合候を、ととうとなへ、ととうして、
 しいてねがい事くわたつるをこうそと
 いひ、或ハ申合居町居村を立ちのき候をてうさん
 と申す、堅く御法度たり、若右類之儀これ
 あらハ、早々其筋之役所へ申出へし、御ほう
 び下さるべく事

慶應四年三月

太政官

右之趣堅可相守もの也

明治三年子十月

一宮藩庁





けいおう めいじしんせいふ せいふ きほんほうしん くぎょう くげとう しょうこう
慶応4年(1868)、明治新政府は政府の基本方針として、公卿（公家等）や諸侯

だいまりょうとう ごかじょう ごせいもん はつぷ いっぽう しょうみん ごぼう
(大名等) に対して「五箇条の御誓文」を發布する一方で、庶民には「五榜の

けいじ
揭示」を出しました。

こうさつ ごぼう けいじ だいにさつ ととう ごうそ きんし じん
この高札は五榜の揭示のうちの第二札、徒党・強訴・逃散を禁止するもの（民

しゅううんどう いちのみやちいき ばしよ た
衆運動の禁止) です。一宮地域のいずれかの場所に立てられていたものとみられ

ます。

※ごぼう けいじ ないよう 五榜の揭示の内容

第一札 : ごりん くんしゅ ふし ちやうよう ふうふ ほうゆう どうとく まも
五倫（君主、父子、長幼、夫婦、朋友）の道徳を守ること

ひと ころ もの うば と きんし かぞく くんしゅ たいせつ
人を殺したり、物を奪い取ることの禁止、家族や君主を大切にする
こと。

第二札 : だんたい じんしゅううんどう きんし
団体で民衆運動の禁止。

第三札 : きやう じゃしゅうもん きんし
キリスト教や邪宗門の禁止。

第四札 : ばんこくこうほう こくさいほう まも がいこくじん ぼうこう さつがい
万国公法（国際法）を守ること。外国人を暴行、殺害しないこと。

第五札 : つみ おか に きんし
罪を犯して逃げることの禁止。

